あなたと友だちをまもるために

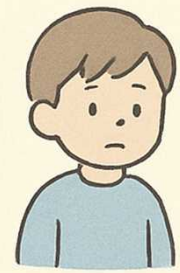
1 被害にあった人の気持ち

事件や事故でけがをした人や大切な人をなくした人は、とてもつらい思いをします。



👉 そういう人を助け、支えることが大切です。

2 二次的被害ってなに？



被害にあった人は、まわりの人の言葉や行動で、さらにきずついてしまうことがあります。

👉 「あなたも悪い」「がんばれ」などの心ない一言や、被害のことをまわりに勝手に話してしまうこともそうです。

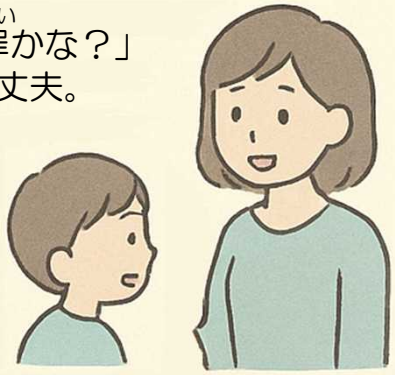
3 自分の体をまもろう

自分の体は、自分だけの大切なもの。
水着や服でかくれる部分はとくに大切です。
大切な部分にいやなことをされたら、すぐに相談しましょう。

👉 茨城県には、被害にあった人を守るきまりごと（条例　じょうれい）があります。

4 相談してみよう

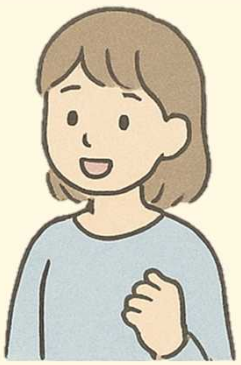
「これは犯罪かな？」と思っても大丈夫。



👉 ひとりでかかえこまず、まずは安心できる大人や相談窓口に相談してみることが大切です。

5 👇このような相談窓口があります

子どもホットライン ☎029-221-8181	いじめ・不登校など
いばらき子どもSNS相談	LINE・ネットで相談できる
いばらき被害者支援センター ☎029-232-2736	犯罪にあった人のための窓口
☎#8891「はやくワンストップ」	性被害の相談窓口
☎#8103「ハートさん」	警察の性被害相談窓口
茨城県警察 少年サポートセンター ☎029-231-0900	暴力やおどしを受けた時
近くの警察署　☎１１０番	いま危険なとき



ひとりで悩まないで。あなたの相談を聴いてくれる人がいます。

－茨城県－

あなたや友人を守るために

～犯罪の被害者等への支援について～

1 被害にあった人の気持ち

事件や事故でけがをした人や大切な人をなくした人、その家族はとてもつらい思いをします。



👉 そういう人を助け、支えることが大切です。
👉 気持ちによりそい、二次的被害を防ぐことが大切です。

2 二次的被害ってなに？

被害にあった人は、まわりの人の言葉や行動で、さらにきずついてしまうことがあります。これを「二次的被害」といいます。



👉 「あなたも悪い」「がんばれ」などの心ない一言や、被害のことをまわりに勝手に話してしまうこともそうです。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=AgeDpGSo28I

3 茨城県犯罪被害者等支援条例

茨城県には、犯罪にあった人やその家族をみんなで支えることや、二次的な被害が起きないようにするための「条例（県のきまり）」があります。



👉 「茨城県犯罪被害者等支援条例」があります。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=I57EfuTIJ2A

4 性暴力にあったとき

同意のない性的な行為は、性暴力です。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきりいやと言えない状況で性的な行為があったら、それは本当の同意があったことにはなりません。

👉 ひとりでかかえこまず、安心できる人や相談窓口に相談することが大切です。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=bhb2j3uldmU

5 茨城県性暴力の根絶を目指す条例

茨城県には、性暴力をなくし、被害にあった人の回復を支えるための「条例（県のきまり）」があります。

👉 「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」があります。



👇このような相談窓口があります

- 🤝 いばらき被害者支援センター ☎029-232-2736
 （犯罪にあった人やその家族のため、心のケア、裁判のつきそいなどを行う相談支援窓口です）
- 📞 ☎#8891「はやくワンストップ」
 （性被害の相談窓口）
- 🚓 ☎#8103「ハートさん」
 （警察の性被害相談窓口）

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=jif96uRIryk

ひとりで悩まないで。あなたの相談を聴いてくれる人がいます。

－茨 城 県－